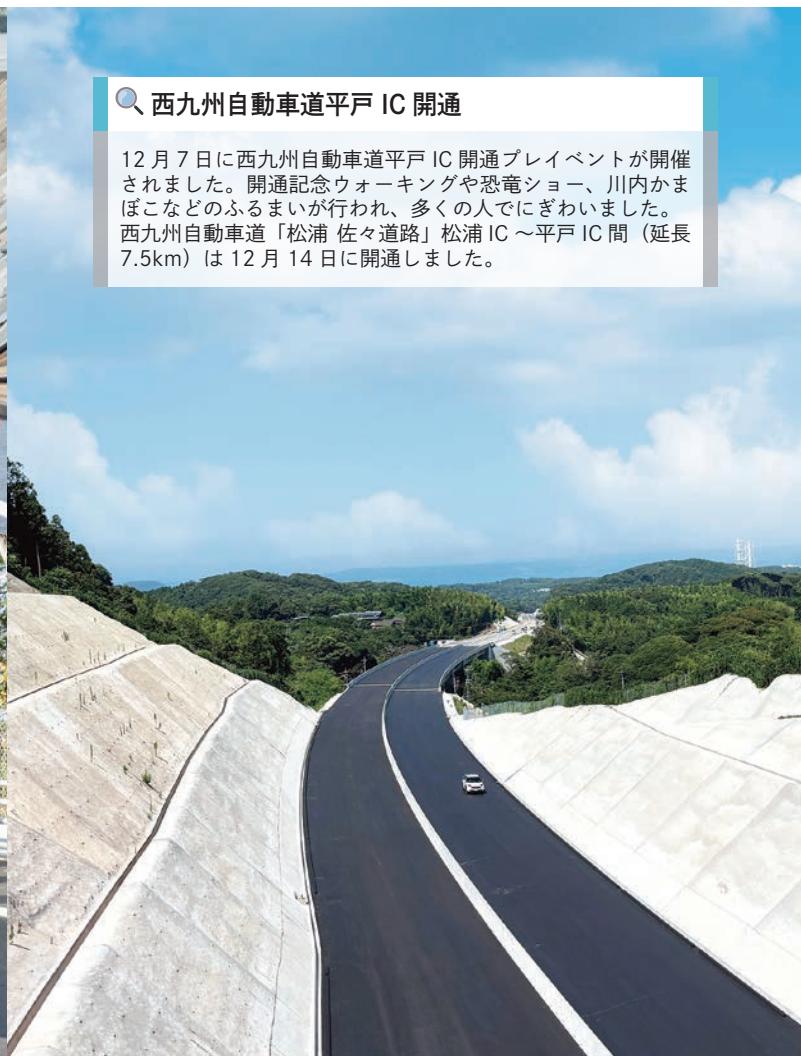




西九州自動車道平戸 IC 開通

12月7日に西九州自動車道平戸 IC 開通プレイベントが開催されました。開通記念ウォーキングや恐竜ショー、川内かまぼこなどのふるまいが行われ、多くの人でにぎわいました。西九州自動車道「松浦 佐々道路」松浦 IC ~ 平戸 IC 間（延長 7.5km）は12月14日に開通しました。



Contents

◆年頭のごあいさつ	2
◆19歳以上23歳未満の被扶養者の収入基準額が変更されました	3
◆組合員証等の破棄について	3
◆任意継続組合員制度について	4
◆適正服薬事業の実施	5
◆こどもの適切な医療の受診や抗菌薬の処方等について	6
◆女性特有の健康課題への支援について ～思春期から高齢期まで、健やかに過ごすために～	8
◆令和7年6月20日に社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化 ための国民年金法等の一部を改正する等の法律が公布されました	10
◆令和8年4月から在職老齢年金制度が見直されます	11
◆貸付事業のお知らせ	12
◆貯金事業のお知らせ	13
◆退職を予定されている方へ	13
◆組合員限定冬得宿泊プラン	14





年頭のごあいさつ

理事長 岡田伊一郎
(東彼杵町長)

新年明けましておめでとうございます。

組合員並びにご家族の皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

さて、マイナンバーカードを保険証（組合員証等）として利用するマイナ保険証への一本化に伴い、昨年12月1日を以って、経過的に利用可能となっていました令和6年12月1日以前に発行された保険証は医療機関で使用できることとなり、昨年12月2日からは、マイナ保険証または昨年10月にマイナ保険証の登録がない組合員及び被扶養者を対象に配付しました資格確認書にて医療機関を受診することになっています。

当組合といたしましても皆様が医療機関にて円滑に受診することができるよう、組合員、被扶養者に係る資格情報等の適切な管理に努めてまいります。

また、令和6年10月1日に施行されました子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、医療保険者（共済組合）が徴収する「子ども・子育て支援納付金」については、令和8年4月1日から徴収が開始されます。共済組合においては、短期掛金、負担金や介護掛金、負担金とあわせて子ども・子育て支援納付金に係る掛金、負担金を組合員及び各所属所から徴収することになります。

また、公的年金制度につきましては、少子高齢化の進行を見据え、長期にわたって制度を維持していくための年金財政検証の結果が、令和6年7月3日に公表されたことを踏まえ「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」が令和7年6月20日に公布されました。

主な改正内容としましては、短時間労働者の社会保険加入要件の見直しによる加入対象者の拡大、在職老齢年金の支給停止の基準額の引き上げ、遺族厚生年金の男女差を解消するための遺族年金の見直し、厚生年金保険等に係る標準報酬月額の上限の引き上げなどがあり、昨年10月に60歳以上の組合員を対象として、制度改正に係るリーフレットを送付しました。

このように我が国の社会保障制度の様々な見直しが進められる中で、構成団体と連携を密にしながら、共済組合として正確に対応し、皆様へ適宜、情報を提供してまいりますので、皆様のご支援ご協力をお願い申し上げます。

その他、福祉事業の一環としての貯金、貸付、保健の各種事業につきましても、事業内容の充実を図りながら、組合員のニーズを的確に把握し、更なるサービスの向上に努めます。

本年も皆様方のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、組合員の皆様並びにご家族の益々のご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、年頭のごあいさつとさせていただきます。

19歳以上 23歳未満の被扶養者の収入基準額が変更されました

令和7年度税制改正において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策等の観点から19歳以上23歳未満の者への特定扶養控除の要件の見直し及び特定親族特別控除の創設が行われたことに伴い、被扶養者認定の収入要件が変更されました。

これまで、60歳未満の被扶養者の収入基準額は年額130万円未満でしたが、令和7年10月1日から19歳以上23歳未満の被扶養者（組合員の配偶者を除く。）は、年額150万円未満に引き上げられました。

なお、収入の判定は従来と同様に過去の収入、現時点の収入又は将来の見込み等から、今後1年間の収入を見込むこととなります。

●被扶養者認定の収入要件

区分	60歳以上の者 障害年金受給者	19歳以上23歳未満の者 (組合員の配偶者を除く)	60歳未満の者 (□の者を除く)
収入基準額	年額	180万円未満	150万円未満
	日額	5,000円未満	4,167円未満

※ 年齢は、その年の12月31日現在の年齢で判定します。(年齢は誕生日の前日において加算)

※ 表中の「日額」は雇用保険法による基本手当等の給付日額の基準です。

【例】平成19年1月2日～平成20年1月1日生まれの場合

	▼18歳	▼19歳	▼20歳	▼21歳	▼22歳	▼23歳
暦年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
収入要件	130万			150万		130万

◆ケース1 施行日以降、年齢要件により認定可能となる事例

認定対象者	平成19年11月11日生の子 アルバイト146万円収入あり
-------	----------------------------------

→ 19歳到達年度である令和8年1月1日が事実発生日（認定日）

◆ケース2 ケース1で認定された者が年齢要件により取消となる事例

被扶養者	平成19年11月11日生の子 アルバイト146万円収入あり
------	----------------------------------

→ 23歳到達年である令和12年1月1日が事実発生日（取消日）

組合員証等の破棄について

令和6年12月2日以降、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）を基本とする仕組みへ移行しており、既に交付済みの組合員証及び組合員被扶養者証は経過措置が終了する令和7年12月2日以降使用できません。このため、今回に限り回収を行いません*ので、ご自身で適切に破棄等の対応をお願いします。

なお、マイナンバーカードの健康保険証の利用登録を行っていない方には、既に勤務先を通じて「資格確認書」を交付しています。

* 組合員の資格喪失や被扶養者の認定取消時の「資格確認書」、「高齢受給者証」、有効期限が切れた「限度額適用認定証」など、通常の手続きに関連するものは従前どおり勤務先を通じて当組合への返納が必要です。

任意継続組合員制度について

退職日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者が、退職後に引き続き短期給付及び福祉事業を受けることを希望するときは、任意継続組合員として組合員のときと同様の給付（育児休業手当金、介護休業手当金等は除く。）が受けられます。

1 加入資格

退職日の前日まで、引き続き1年以上共済組合の組合員であった方

2 加入できる期間

退職後2年間（途中で資格喪失することができます。）

3 加入手続

(1) 退職した所属所へ「任意継続組合員資格取得申出書」を提出

(2) 通知文書、納付書、資格情報通知書等を自宅へ送付

(3) 任意継続掛金を納付書にて納付

任意継続掛金を退職した日から20日以内に納付する必要があります。

< 注意 >

納付期限までに掛金の納付がないため、任意継続組合員の資格を取り消す事例が発生しています。早めの納付をお願いします。

令和8年3月31日退職者の納付期限は令和8年4月17日（金）です。

4 掛金

「(1)掛金の基礎となる額」に掲げる額のいずれか少ない額に「(2)掛金率」の「短期任意継続掛金率」を乗じて得た額です。40歳以上65歳未満の場合は、「介護任意継続掛金率」を乗じて得た額との合計額です。

(1) 掛金の基礎となる額

- ・退職時の掛金の標準となった標準報酬月額
- ・380,000円（定款で定める額）

(2) 掛金率

- ・短期任意継続掛金率 103.3／1,000
- ・介護任意継続掛金率 15.7／1,000

※ 令和8年度任意継続掛金率は未定のため、令和7年度の掛金率を記載しています。

令和8年2月下旬に「令和8年度任意継続掛金早見表」をホームページに掲載予定です。

参考：令和7年度任意継続掛金（40歳以上65歳未満の方の1か月分）

$$\begin{aligned} \text{短期任意継続掛金} & 380,000 \text{円} \times 103.3 / 1,000 = 39,254 \text{円} \\ \text{介護任意継続掛金} & 380,000 \text{円} \times 15.7 / 1,000 = 5,966 \text{円} \end{aligned} \quad \left. \right\} \text{合計 } 45,220 \text{円}$$

※ 半年分又は1年分を一括して納入いただきますと、割引率が適用されます。

適正服薬事業の実施

- ポリファーマシー対策通知のご案内 -

重複・多剤投薬是正の取り組みを始めます

不適正な服薬「ポリファーマシー」とは……

不適正な服薬について語られる際、もっともよく言及されるのが「ポリファーマシー」です。ポリファーマシーとは、多くの薬を併用しているために患者自身や医師・薬剤師が服薬状況を管理しきれず「薬物有害事象」等が生じてしまう状態をいいます。

薬物有害事象とは……

薬物有害事象とは、多剤服用のために薬が効きすぎたり、効きにくくなったり、副作用が生じたりすることです。薬物有害事象は新たな病状と誤って認識されるケースもあり、さらに新たな薬で対処してしまう悪循環につながりかねません。

ポリファーマシー対策通知

薬を複数又は長時間飲むことで起こる有害事象を防止するために必要な対策を医療機関等に判断いただくため、通知対象者は、ポリファーマシー対策通知をかかりつけ病院や薬局にお渡しいただきます。



ナッジ理論を活用した表面デザインを用いることで
「自分ごと化」を促進し、紙面を読みたくなる
デザインとしています。

お薬手帳では把握できない
傷病名及び検査値に係る禁忌も掲載することで、
異なる医療機関での処方実態を把握することを可能にしています。

通知が届いた方は、通知を持ってかかりつけ医、かかりつけ薬局で相談しましょう！

～通知対象者のメリット～

- ①有害事象の改善による副作用防止と重症化防止
 - ②薬削減による窓口負担額の削減
 - ③薬情報の一元化
 - ④必要ない薬・残薬の解消
 - ⑤自分で服薬する薬を自分の意志を持って相談できる



子どもの適切な医療の受診や抗菌薬の処方等について

田川小児科・大村市医師会

田川 正人

【はじめに】

子どもの病気には様々な種類がありますが、未就学の子どもさんが小児科医療機関を受診する理由のほとんどは、何らかの感染症に起因する症状を訴えてのことがほとんどです。来院理由（主訴）のトップスリーの第一は発熱、第二は咳嗽、鼻汁などの上気道症状、第三は嘔吐や下痢などの消化器症状です。このトップスリーを主訴として平日の昼間に受診される子どもさんのうち、重篤な症状で来院されることは稀です。かといって時間外や深夜に特に症状が悪化して受診される事例が多いかというとそうでもありません。よって保護者の方々は上記の症状が出現したからといって慌てて医療機関を受診する必要はありません。上手な医療機関の受診の仕方は日頃からかかりつけの小児科医によく相談しておくことが大切です。



【何でも相談できるかかりつけ医を持ちましょう】

子どもさんと小児科医との付き合いはまずは乳児健診と予防接種を受けることから始まります。まずは気軽に何でも相談できる小児科のかかりつけ医を持つことをお勧めします。子育て初心者の若い親御さんは色々なことが心配になりますが、核家族化が進んでいる現代は周りにすぐに相談に乗ってくれる祖母や近所のおばさんたちはいません。かといってインターネット上の情報には不確かなものや真偽が怪しいものも多く含まれますので、気軽に小児科のかかりつけ医に相談してください。その相談の中で、どんな時に医療機関を受診したら良いかをあらかじめ聞いておくと良いでしょう。



【予防接種をきちんと受けていれば慌てることはない】

未就学児が小児科医療機関を受診する際の第一の主訴は発熱です。その発熱の原因の圧倒的ナンバーワンは感染症です。感染症に対する近年のワクチンの開発・進歩はめざましいものがあり、以前は多くの子どもが亡くなっていた感染症がほとんど見られなくなってきた。特に以前は小児科外来でよく診ていた細菌性髄膜炎はこのところ



見なくなりました。これはこれらの原因微生物が絶滅したわけではなく、日本のお子さんたちとその親御さんがきちんと髄膜炎予防ワクチンを接種し、高い接種率を維持しているおかげです。よって高熱を訴えて来院された小さなお子さんが来院された場合には髄膜炎の心配をほとんどしなくてよくななりました。昭和初頭頃に高熱を発したのちに亡くなったり麻痺のような後遺症を残した原因疾患はこの髄膜炎や脳炎などの中枢神経感染症であったと思われます。

すなわち予防接種をしかるべきタイミングにきちんと接種することで、急に体調悪化が進む髄膜炎のような怖い感染症は予防することができます。このような怖い感染症さえ予防すれば、夜間などの急な高熱を心配する必要はほとんどなくなります。予防接種をきちんと受けなければ慌てることはないのです。

【いざとなったら #8000】

長崎県内でも「こども医療電話相談事業（# 8000）」は運用されています。過去の相談の内容は詳しく分析されていて、やはり未就学児の保護者からの相談が多いことがわかっています。相談した理由については発熱が最も多い、頭部以外の外傷、嘔気嘔吐が続いているなどです。相談を受けた結果、早急に医療機関の受診を要すると判定された事例は30数パーセントで、50数パーセントは受診が必要か、翌日の受診を待つべきでした。これらの分析結果から#8000の回答・対応は役立っているものと考えられます。電話相談の相手は経験豊富な看護師などの医療従事者なので、いざとなったら気軽に電話してみてはいかがでしょうか。



【抗菌薬の適切な処方について】

抗菌薬は細菌感染症を治療するための薬剤で、医師が診察と検査結果等から細菌感染症を疑われ、投与が必要と判断したときに処方されます。子どもの病気、特に感染症と診断した際に抗菌薬を処方する機会はありますが、それほど多いものではありません。小児科の外来で出会う子どもの感染症のほとんどはウイルス感染症で、細菌感染症は少数派だからです。以前から抗菌薬の不適切な処方によって、細菌の薬に対する感受性が低下し薬が効きにくくなる、いわゆる薬剤耐性菌が増えていることが問題となっています。一般的なニュースにもなっている百日咳やマイコプラズマなどの耐性がよく知られていて、医療現場でも治療に難渋することがあります。まず抗菌薬を処方する側の医師は想定する菌に対して的確で、必要最小限の処方を心がけること、また処方を受ける患者さんは処方された抗菌薬は必ず指示通りに服用すること、抗菌薬の処方を医師に求めたりしないことを心がけましょう。



女性特有の健康課題への支援について ～思春期から高齢期まで、健やかに過ごすために～

渕レディスクリニック
渕 直樹

はじめに

女性は、思春期・妊娠や出産・更年期・高齢期といったライフステージごとに、心や体の大きな変化に直面します。

その大きな要因のひとつが「女性ホルモン」です。主にエストロゲンやプロゲステロンの分泌量が、年齢や生理周期によって大きく変化します。エストロゲンは骨や血管、肌の健康を守り、気分の安定にも関わります。プロゲステロンは妊娠の成立・維持に欠かせませんが、その変動によって体調や気分に影響が出ることもあります。こうしたホルモンのバランスこそが、女性の体と心の変化のカギを握っています。

女性の健康課題は、年齢やライフステージによって大きく変化します。体の仕組みを理解し、その時期ごとの変化にきちんと向き合うことは、より豊かで安心した生活を送ることができます。女性一人ひとりの健康が守られることは、家庭や職場を支えるだけでなく、社会全体の活力にもつながります。

定期的な健診や相談、予防的な取り組みを通じて、一生を通じた健康を支えていきましょう。

思春期・若年期（10代～20代前半）

思春期には、女性ホルモンの分泌が始まり、体や心が大きく変化します。

その影響で、生理に関する悩みを抱える人が少なくありません。特に、強い生理痛や生理不順、気分の変動（月経前症候群：PMS）が原因で、日常生活や学業、部活動・スポーツに支障をきたすこともあります。これまで「生理は我慢するもの」と思われがちでしたが、適切な対応や低用量ピルなどのホルモン治療等で改善できます。医療機関に早めに相談すること、そして何より家族や友人、職場や学校など周囲の理解が何より大切です。



また、子宮頸がんは「マザーキラー」とも呼ばれ、若い女性にも多いがんです。

その原因是 HPV ウィルスというありふれたウィルス感染が原因とされていますので、HPV ワクチンの接種と 20 歳を超えてからの定期的な子宮がん検診を受けることで予防できるがんでもあります。将来の自分自身の健康のために、正しい知識を若いうちから身につけましょう。

妊娠・出産期（20代～40代前半）

妊娠中は、妊娠高血圧症候群や妊娠糖尿病など、母体と赤ちゃんに影響を及ぼす合併症を起こすことがあります。安全な妊娠と出産のためには、妊娠前から体調を整えておくことが大切で、「プレコンセプションケア（妊娠前からの健康管理）」として注目されています。

また、出産後には、ホルモンの変化や生活リズムの乱れにより、産後うつなどのメンタル不調を起こすことがあります。また、骨盤底筋のトラブル（尿漏れ・臓器脱など）が生じることもあります。無理をせず、家族や医療機関、地域のサポートを上手に活用しましょう。



更年期（40代後半～50代）

女性の多くは、更年期に差しかかると体と心にさまざまな変化を感じます。代表的な症状が、顔のほてりや発汗を繰り返すホットフラッシュです。そのほかにも、動悸や息切れ、めまい、頭痛、肩こり、関節の痛みといった身体の不調、不眠や気分の落ち込み、集中力の低下といった心の不調が起こることもあります。

こうした症状は、仕事や家庭生活に支障をきたし、時には「退職を考えるほどつらい」と感じる人もいます。また、周囲の理解不足や偏見によって悩みが深まる場合もあります。

しかし、更年期症状は、生活習慣の工夫・改善やホルモン補充療法（HRT）などを行うことでコントロールが可能です。気になる症状があれば、早めに医療機関へ相談しましょう。



高齢期（60代以降）

更年期を過ぎると、女性ホルモンの減少により骨や筋肉、血管の健康が弱まり、さまざまな不調が現れやすくなります。特に骨粗しょう症や関節症、サルコペニア（筋肉量の減少）は転倒や骨折のリスクを高め、介護が必要となる大きな要因になります。

こうした心身の衰えを「フレイル（虚弱）」と呼びます。フレイルは健康と要介護の中間の段階で、早めに気づき、食事・運動・社会参加などを工夫することで進行を防ぐことができます。



すべてのライフステージで大切なこと

- かかりつけの婦人科を持つこと

定期的に健診を受け、気になる症状があれば早めに相談しましょう。

- 体の声に耳を傾けること

「年齢のせいたから」「仕方ないから」「我慢するもの」と放置せず、必要な治療・支援を受けましょう。

- 正しい情報を得ること

SNS やインターネットには不確かな情報も多くあります。信頼できる医療情報を確認する習慣を持ちましょう。

令和7年6月20日に社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律が公布されました

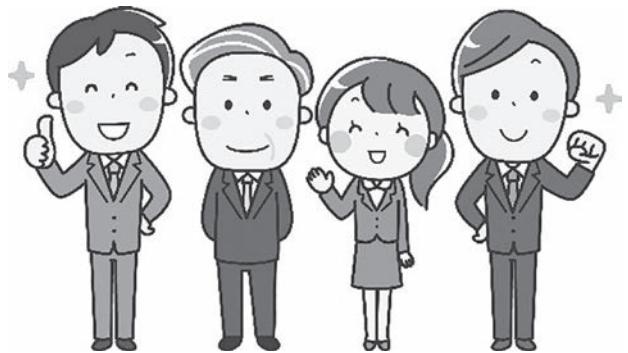
公的年金制度は、社会・経済の変化を踏まえ、年金財政の健全性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行うこととされています。

令和6年に発表された財政検証結果を踏まえ、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成等の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再分配機能の強化や私的年金制度の拡充等により高齢期における生活の安定を図るための年金制度等の改正が行われることとなりました。

年金制度改正の全体像

基本の考え方

- 働き方やライフスタイル、家族構成等の多様化に対応する。
- 現在の受給者、将来の受給者の双方にとって、老後の生活の安定、所得保障の機能を強化する。



主な改正内容（改正時期は項目ごとに異なります。）

在職老齢年金制度の見直し	厚生年金の支給停止基準額を引き上げ、年金を受給しながら働く高齢者が年金を減額されにくくなり、より多く働けるようになります。
標準報酬月額の上限の段階的引上げ	賃金に応じた保険料（掛金）を負担いただき、これまでよりも現役時代の賃金に見合った年金を受け取れるようになります。
遺族年金の見直し	<ul style="list-style-type: none">・ 遺族厚生年金の男女差が解消されます。・ 遺族基礎年金の子どもに対する支給停止規定が見直され、子どもが遺族基礎年金を受け取りやすくなります。
その他の見直し	<ul style="list-style-type: none">・ 子ども、配偶者の加算の見直し・ 離婚時の年金分割請求期限の見直し・ 遺族厚生年金受給権者の老齢年金の繰下げの見直し

詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00017.html

厚生労働省 HP 年金制度改正法が成立しました



令和8年4月から在職老齢年金制度が見直されます

少子高齢化の進行に伴い、高齢者の方々の就労は社会の持続的な発展を支える上で欠かせない存在となっています。こうした社会状況を踏まえ、働きながら年金を受給しやすくなる制度改正が行われます。

在職老齢年金制度の支給停止の基準額の引上げ

在職老齢年金制度は、年金制度の公平性と持続可能性を確保するため、現役並みの収入がある方に対して年金の支給額を調整するしくみです。賃金と老齢厚生年金の合計が支給停止の基準額を超える場合、老齢厚生年金が減額されます。

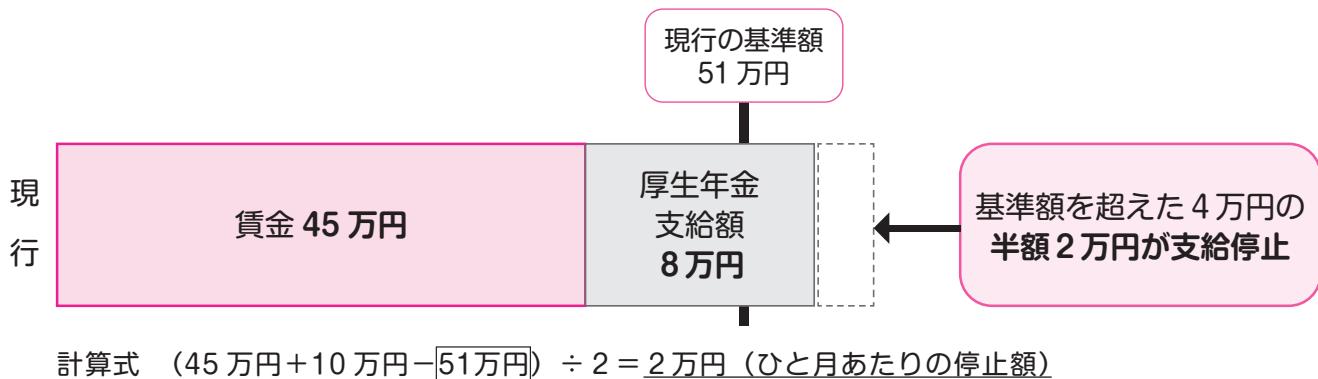
高齢者の就労を支援し、働き方に中立的な制度とするため、在職老齢年金制度の支給停止の基準額が51万円から62万円に引き上げられます。

支給停止の基準額	令和7年度	51万円
	令和8年度	62万円

【例】 賃金*が月45万円、厚生年金が月10万円の場合

* 賃金は次の計算で算出します。

標準報酬月額 + (過去1年間の賞与額の総額 ÷ 12)



貸付事業のお知らせ

■入学・修学貸付のご案内

これから進学や進級の時期を迎えます。そこで、入学金や授業料等を対象とした「入学貸付」及び「修学貸付」についてご案内します。



貸付種類	入学貸付	修学貸付
対象経費	入学金（授業料を含む。）や家賃など、入学当年度中に必要な費用	授業料や家賃など、修業年限内の修学に必要な費用
対象学校	学校教育法に基づく高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校 ※貸付対象の国内の学校に相当する外国の学校も含みます。	
貸付限度額	給料月額の6か月分 (最高限度額 200万円)	修業年限に相当する月数1か月につき 15万円（1年ごとに最高 180万円） (例) 4月の限度額 180万円(15万円×12か月) 5月の限度額 165万円(15万円×11か月) 6月の限度額 150万円(15万円×10か月)
償還方法	貸付けを受けた月の翌月から元利均等償還 (償還回数：貸付金額に応じて25回から120回)	修学期間中は利息のみ償還し、修業年限が終了した月の翌月から元利均等償還 ただし、申し出により、貸付けを受けた月の翌月から元利均等償還も選択可能 (償還回数：貸付金額に応じて36回から150回)
貸付利率	年利 1.26%（令和8年1月1日現在、変動金利のため年1回見直し）	
申込書類	<ul style="list-style-type: none"> • 特別貸付申込書（様式第1号の3） • 借入状況等申告書（別紙様式第1号） • 経費の内訳書（別紙様式第3号） • 印鑑登録証明書 	当組合のホームページからダウンロードできます。 http://www.nagasaki-kyosai.jp/
申込締切日及び送金日	<ul style="list-style-type: none"> • 貸付交付希望月の前月末日までに共済組合へ必着 • 貸付交付希望月の末日に送金（12月のみ 25日送金） (例) 令和8年1月30日（金）までに提出 → 令和8年2月27日（金）に送金 	
申込方法	勤務先の共済組合事務担当課へ申込書類を提出	
その他	状況に応じ、追加書類を提出	

貯金事業のお知らせ

■払戻・解約請求書の提出締切り及び送金スケジュール

送金年月	払戻		解約	
	締切日	送金日	締切日	送金日
令和8年1月送金	12月26日	1月15日	12月26日	1月15日
	1月15日	1月30日	1月15日	1月30日
令和8年2月送金	1月30日	2月13日	2月3日	2月13日
	2月13日	2月27日	2月13日	2月27日
令和8年3月送金	2月27日	3月13日	3月3日	3月13日
	3月13日	3月31日	3月13日	3月31日
令和8年4月送金	3月31日	4月15日	4月3日	4月15日
	4月15日	4月30日	4月15日	4月30日

[注意事項]

- ・貯金加入後1年間は払戻できません。
- ・前月末日時点の残高が払戻限度額です。
- ・締切日は共済組合必着です。(メール、FAXでの提出は認められません。)
勤務先の共済組合事務担当課へ、早めの提出をお願いします。

退職を予定されている方へ

■共済貯金に加入している場合

3月31日退職に伴う解約は、3月31日（火）に送金しますので、3月13日（金）までに
「積立貯金解約請求書」を勤務先の共済組合事務担当課を通じ共済組合へご提出ください。
なお、再任用職員として組合員の資格を継続される方は、引き続き貯金事業をご利用できます。

■共済貸付の未償還金がある場合

次の①又は②のいずれかにてご返済いただきます。

①退職手当から未償還金を控除することにより返済 → 手続き不要です。

②在職中に繰上償還することにより返済

→ 2月27日（金）までに「繰上償還申出書」を勤務先の共済組合事務担当課を通じ共済組合へ
ご提出ください。

公式サイトからのインターネット限定プラン

組合員限定

冬得 宿泊プラン

ご宿泊対象期間

令和7年12月1日(月)～令和8年2月28日(土)

冬の旅行計画に、東京へお越しの際は、当館を是非ご利用くださいませ！

シングル1名様

9,600円



ツイン2名様

15,600円

特典① 朝食チケット

特典② 選べるグッズ

数量限定プランにつきお目にちによってはご用意出来かねます。

●ご予約方法●

●まず、東京グリーンパレスオフィシャルホームページをご覧ください。

<https://www.tokyogp.com/>

●トップページの「組合員様のプラン一覧は
こちらから」をクリックしてください。

●プラン一覧より【組合員限定】冬得宿泊プランを
ご選択いただき、お申し込み手続をしてください。
(初回のお申し込み時はユーザー登録が必要です。)

ほかにも各旅行会社のきっぷと宿泊がパックに
なったお得なプランがございます。

飛行機と宿泊がパックになったJALまたはANAのダイナミックパッケージも
当ホテルホームページのトップページからご予約いただけます。
また、一部の旅行代理店（JTBやKNTなど）でも当ホテルの商品を取り扱っている店舗がございます。お近くの旅行会社に直接お問合せください。

 東京グリーンパレス
全国市町村職員共済組合連合会

TEL.03-5210-4600 FAX.03-5210-4644
<https://www.tokyogp.com/>

発行：長崎県市町村職員共済組合

〒850-0032

長崎市興善町6番3号 長崎県市町村職員共済会館
TEL 095-827-3137(代表) FAX 095-824-9050
<http://www.nagasaki-kyosai.jp/>